

令和3年7月20日提出

定例教育委員会会議議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和3年7月20日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 渡部 佳子 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 武井 紀夫 委員

4 請 願

件 名		頁
請 願 第 2 号	木更津市立小中学校における習熟別指導による授業実施に関する請願	2

5 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 17 号	木更津市図書館協議会委員の委嘱について	4
議 案 第 18 号	令和4年度に使用する教科用図書の採択について	6

6 報 告 事 項

7 そ の 他

8 閉 会 宣 言

木更津市教育委員会教育長 様

木更津市立小中学校における習熟別指導による授業実施に関する請願

請願内容

木更津市立小学校の上級生クラス及び中学校において、主要教科の科目別に文部科学省が推奨する習熟別指導により授業を行うことを要望します。

請願理由

請願の理由を以下に示します。

国が推奨している習熟別指導

文部科学省は平成 15 年より、学習指導要領により小・中・高校において習熟別指導が可能であることを明記しています。また平成 28 年 2 月 4 日には「学力差に応じた教育について」というタイトルで公文書を出し、とりわけ低学力層においての学習意欲向上など、習熟別指導が有効であったことを詳細に示しつつこれを推奨しました。文部科学省が国として学力の底上げを意図し、全国の教育委員会に実施を望んでいます。

能力別クラス編成で習熟別指導の授業を行う利点

教える側と学ぶ側で一対一であることは、教育の基本と言っても良いでしょう。もし一対四十の関係で授業を行えば、教師は必ず中間点のどこかに照準を合わせて授業を行わざるを得なくなります。そこで置いてきぼりとなってしまうのが低い学力層の生徒たちで、彼らは一旦授業についていけなくなると、中学校卒業まで理解できないまま授業への参席を強いられる苦痛を味わい続けることとなります。その弊害を少しでも緩和できる方策が、能力別にクラス編成を行い、生徒の習熟度に合わせて授業を行う方法を適用する事です。

学年をグループ化してクラス数を増加することも可能

一学年で四十人クラスが二つ存在する場合を仮定し、それを能力別の二クラスに編成して授業を行えば、一クラスの生徒の数は同じ四十人でも、生徒の質に合わせた授業内容であれば、実質は二十人を相手に授業をしていることとなり、多人数相手の授業の弊害は緩和されることとなります。学年間で授業科目が重複しないようにすれば、たとえば中学校においては三学年全ての学科担当教師を一学年に投入することさえ可能となり、必要数の教室さえ確保できれば、二クラスを二クラスではなく六クラスに分けることさえ可能となります。そうすれば



一学年八十人であれば、計算上は平均 13～14 人のクラスで授業を行うことができるようになります。

生徒の習熟能力に合わせた授業内容を弾力的に提供

能力別に一学年で三クラス以上に編成できれば、高学力クラスは演習時間を多く設け、また討論や質疑時間を多く設けて、授業の質を高めることができます。また低学力クラスは、個人の学力に応じて低学年の学習を行うことも可能となります。このように各学年の決められた教科内容だけを固定的に学習対象とするだけでなく、生徒の習熟能力に合わせた授業内容を弾力的に提供できる可能性が生じてきます。そのことは、生徒の習熟度が現状より高まることを期待できます。

まずは算数・数学と英語授業への適用から

能力別のクラス編成は、授業時間の組み方や教師の都合などもあって実施が容易ではない側面もあるので、実施対象は一定の教科数に限られてしまうと推測できます。しかしながら、算数・数学と英語は、習熟別指導の対象から外すことはできません。習熟別指導の方法を取らない限り、全員の習熟を目指しての授業は成立しないためです。まずは算数・数学と英語の習熟別指導を試みとして着手し、学校サイドの経験を積みつつ適用教科を増やしていく方法が良いかもしれません。

2021年 5月 10日

金子 考夫

議案第 17 号

木更津市図書館協議会委員の委嘱について

次のとおり木更津市図書館協議会委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 1 2 号の規定により、議決を求める。

令和 3 年 7 月 20 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

氏 名	住 所	任 期
あんどう 安藤 ちず子	■■■■■■■■■■■■■■■■■■	令和 3 年 8 月 1 日～ 令和 5 年 6 月 30 日

提案理由

欠員の生じている木更津市図書館協議会委員について、木更津市立図書館設置及び管理条例（昭和 26 年木更津市条例第 22 号）第 9 条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。

木更津市図書館協議会委員候補者名簿

任期:令和3年8月1日から令和5年6月30日まで

	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	社会教育の関係者	木更津市郷土博物館金のすず協議会	あんどう 安藤 ちず子	女	■	新規

任期:令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	学校教育の関係者	木更津市小中学校長会	たかはし たつゆき 高橋 達之	男	■	新規
2	社会教育の関係者	木更津市社会教育委員会	はちむら みゆき 鉢村 美幸	女	■	1期
3		木更津市立公民館運営審議会	こやま ゆりこ 小山 百合子	女	■	新規
4		木更津市子ども会育成連絡協議会	とりかい まきこ 鳥飼 万希子	女	■	新規
5	家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者	木更津市保育協議会	きのした まき 木下 真紀	女	■	新規
6		図書館利用団体代表 音訳の会「しおさい」代表	かとう ようこ 加藤 容子	女	■	新規
7		清和大学図書館長	やぎ やすお 八木 保夫	男	■	新規
8		元読書相談員	なかはら まどか 中原 まどか	女	■	5期
9		元木更津市社会教育委員	かつら ひろゆき 桂 啓之	男	■	8期

議案第18号

令和4年度に使用する教科用図書の採択について

別紙のとおり令和4年度に使用する教科用図書を採択することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第14号の規定により、議決を求める。

令和3年7月20日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

令和4年度に使用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条及び、第49条の規定による教科用図書及び同法附則第9条の規定による一般図書を、教科用図書採択地区協議会の決定に基づき採択することについて、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。